

高度 IT エンジニア確保支援補助金交付要綱

令和 4 年 4 月 26 日 経済観光局長決裁

直近改正 令和 5 年 4 月 1 日

(通則)

第 1 条 高度 IT エンジニア確保支援補助金(以下「補助金」という。)の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程(昭和 36 年 6 月 29 日訓令第 24 号)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、市内企業が職業紹介等を利用し、道外から高度 IT エンジニアを採用する際に支払った人材紹介手数料等の経費の一部を補助することにより、本市産業における高度 IT エンジニアの確保を支援し、IT 産業をはじめとした産業全体の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高度 IT エンジニア 以下のいずれかに該当する者。

- ・別表 1 に示す職種を 5 年以上経験している者
- ・ITSS(IT スキル標準)レベル 3 以上の認定試験、資格(NPO 法人スキル標準ユーザー協会が「ITSS キャリアフレームワークと認定試験・資格の関係(ISV Map Ver11r4)」において定めるもの)を有する者。
- ・外国人 IT 人材育成プログラム(B-JET プログラム又はこれと同等のトレーニングプログラムとして、市長が認めるもの)等を修了した外国人。

(2) 補助対象雇用者 分類 A : 第 6 条に定める期間内に雇用する常用労働者(雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 4 条第 1 項に規定する被保険者として、同法第 7 条の届出を行い、かつ同法第 9 条第 1 項の確認を受けた者)で雇用保険加入期間が 1 年を超える者、又はその見込みの者。

分類 B : 第 6 条に定める期間内に契約する業務委託契約に基づき、職務や期間を限定して業務に従事する者。

分類 C : 社員(役員を除く)が知人等を会社に紹介する採用手法であるいわゆるリファラル採用により、第 6 条に定める期間内に雇用する常用労働者(雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 4 条第 1 項に規定する被保険者として、同法第 7 条の届出を行い、かつ同法第 9 条第 1 項の確認を受けた者)で雇用保険加入期間が 1 年を超える者、又はその見込みの者。

(3) 中小企業 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下又は従業員の数が 300 人以下の事業者(個人事業主も含む)。

(4) 中堅企業 資本金の額もしくは出資の総額が 10 億円以下又は従業員の数が 999 人以下の事業者。

(5) みなし大企業 中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上を同一の大企業(中小

企業者以外の企業)が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

- (6)組合等 中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号までに定める法人(企業組合等)又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する一般社団法人等であって、市内に主たる事務所を置くものいう。
- (7)人材紹介手数料等 有料職業紹介事業者にあつては、利用した際に発生する職業安定法(昭和22年法律第141号)第32条の3第1項各号に規定する手数料をいう(職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)第20条第1項別表に掲げる第二種特別加入保険料に充てるべき手数料を除く)。また、インターネットによる求人情報・求職者情報の提供等にあつては、マッチング報酬や掲載料等をいう。
- (8)職業紹介等 職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第3項に規定する有料職業紹介、インターネットによる求人情報・求職者情報の提供をいう。
- (9)リファラル採用 自社の社員から友人や知人などを紹介してもらう採用手法。
- (10)インセンティブ 報酬 リファラル採用が成立した際に、労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条での賃金等として、社員紹介手当等を支払うことを就業規則等で定めた制度のこと。

(補助対象事業者)

第4条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付の申請時点において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1)本市に本店、支店を置く中小企業(みなし大企業除く)、中堅企業又は組合等であること。ただし、別表2に記す事業を営む事業者については、補助対象事業者には含まれない。
- (2)市税を滞納していないこと。
- (3)有給休暇の付与日数や、一日の労働時間など、労働基準法(昭和22年法律第49号)に沿った雇用契約が結ばれており、就業規則も整備され、週2日(4週8休)以上の休日を設けていること。
- (4)札幌市に対する使用料等の債務の支払を滞納していないこと。
- (5)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けていないこと。
- (6)民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)又は会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)による申立て等、支援事業の継続について不確実な状況でないこと。
- (7)本補助事業に係る内容と同一又は類似する案件等に対して、札幌市及び他の公的機関(国、都道府県、市区町村、中小企業振興公社等)から補助金、助成金等を受けていないこと。
- (8)札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。)第2条第1号に規定する暴力団でないこと。また、暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員と関係を有するものでないこと。

(補助分類、補助率、補助対象経費及び補助限度額等)

第5条 補助分類、補助率、補助対象経費及び補助限度額は、別表3のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、申請日の属する会計年度の前年度の3月1日から翌年2月末日までとする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、通常払により交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助対象事業者は、補助対象期間内に人材紹介会社等へ人材紹介手数料等の支払を終え、別表4に記載の必要書類を添えて、補助金交付申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けた場合は、内容を審査し、補助金交付の要件に適合すると認めるときは、補助金決定通知書(様式第2号)により、決定を通知するものとする。

(補助金の支出)

第10条 補助金は、前条の規定により決定した額を、補助対象事業者が本市の指定する請求書により請求し、交付するものとする。

(報告)

第11条 補助対象事業者は、補助対象雇用者が採用後1年以内に退職(解雇、退任等を含む。)したときは、速やかに退職状況報告書(様式第3号)にて、市長に報告を行うこと。なお、それに伴い人材紹介手数料等の返還等があった場合には、その金額を証する文書の写し等も添付すること。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

第12条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 法令若しくは本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助金申請又は補助対象事業において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあった場合。
- (3) 補助金の交付決定後に、補助対象事業と同様の事業において他の助成制度(補助金、委託費等)による財政的支援を受けた場合。
- (4) その他、市長が補助金の交付について不相当と認める場合。

2 市長は、前項の規定による取り消しをした場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)における加算金及び延滞金についての規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 市長は前条の規定による返還の報告があった場合において、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(検査)

第13条 補助対象事業者は、市長が補助対象雇用の就業状況について報告を求めた場合及び経理等の状況について検査を求めた場合は、これに応じなければならない。

(帳簿及び書類の備付け等)

第14条 補助対象事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の終了後から5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経済観光局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

対象職種
オープン系エンジニア 汎用系エンジニア Web系エンジニア スマホアプリエンジニア フロントエンドエンジニア 組込・制御系エンジニア サーバーエンジニア ネットワークエンジニア データベースエンジニア セキュリティエンジニア プロジェクトマネージャー プロダクトマネージャー システムコンサルタント テストエンジニア QA エンジニア セールスエンジニア フィールドエンジニア サポートエンジニア 社内SE AI・機械学習エンジニア データサイエンティスト SRE(Site Reliability Engineer) CRE(Customer Reliability Engineer) その他、市長が認める職種

別表 2

<ul style="list-style-type: none">・ 食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブなどの飲食業・ ゴルフ会員権売買業などの金融業・ 保険媒介代理業及び保険サービス業を除く保険業・ 投機的取引を行っている土地ブローカーなどの不動産業・ もっぱら個人の身元調査等を行う探偵業などの興信所・ 風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業などを行う娯楽業・ モーターなどの旅館業・ 特殊浴場のうち風俗関連営業を行う浴場業・ 芸妓周旋を行う民間職業紹介業・ その他（宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体（特定非営利活動法人を除く）、公務、集金業、取立業、学校法人など）
--

別表 3

補助分類	補助率	補助対象経費	補助限度額
分類 A			
補助対象事業者が新事業展開等のため、当該年度に職業紹介等を利用する手法により、道外の高度 IT エンジニアを正社員として雇用契約を締結し、補助対象経費の支払いが完了したもの。	補助対象経費の 1 / 2 以内	1：雇用契約を行った際に発生する人材紹介手数料等 2：雇用契約するまでに発生した人材紹介手数料等	補助対象雇用者 1 名につき 50 万円以内 (補助額は千円未満切り捨て)
分類 B			
補助対象事業者が新事業展開等のため、当該年度に職業紹介等を利用する手法により、道外の高度 IT エンジニアの副業・兼業人材を活用し、補助対象経費の支払いが完了したもの。	補助対象経費の 1 / 2 以内	1：業務委託契約期間中発生する人材紹介手数料等 2：業務委託契約するまでに発生した人材紹介手数料等	補助対象雇用者 1 名につき 25 万円以内 (補助額は千円未満切り捨て)
分類 C			
補助対象事業者が新事業展開等のため、道外の高度 IT エンジニアである補助対象雇用者をリファラル採用として正社員の雇用契約を締結し、補助対象経費の支払いが完了したもの。	補助対象経費の 1 / 2 以内	補助対象事業者が就業規則等で定めているインセンティブ制度における社員紹介手当等	補助対象雇用者 1 名につき 10 万円以内 (補助額は千円未満切り捨て)

補助上限額は、上記の各分類に加え、1社につき各年度 50 万円以内とする。

別表 4

共通提出書類
定款の写し 就業規則 登記事項証明書（申請日の3カ月前以内に発行されたもの） 納税証明書（市区町村民税）（申請日の3カ月前以内に発行されたもの） 雇用保険被保険者等確認通知書の写し（雇用契約の場合のみ） 補助対象雇用者との契約を証する以下のいずれかの書類 ・雇用契約書又は労働条件通知書の写し ・業務委託に係る契約書等の写し 高度 IT エンジニアであることを示す以下のいずれかの書類 ・別表 1 に示す職種を5年以上経験していることがわかる業務経歴書 ・ITSS（ITスキル標準）レベル3以上の認定試験、資格を有することが分かる書類の写し。 ・外国人 IT 人材育成プログラム等を修了したことがわかる書類の写し。 その他市長が必要と認める書類

分類 A、B 共通
求人申し込みをしたことを証する書類（求人申込書等の写し） 補助対象雇用者との契約までに発生した補助対象経費の金額及び支出が確認できる書類の写し
分類 C
インセンティブ制度で手当を支払ったことが確認できる書類の写し インセンティブ制度等が確認できる書類（就業規則、その他の社内規程）
外国人従業者を雇用等する場合
<u>以下の書類も添付すること</u> 国内で就労可能な在留資格を有することが確認できる書類の写し（在留カード等）